

平成22年度第4回
神戸市都市計画審議会会議録

平成23年2月14日

平成22年度 第4回 神戸市都市計画審議会

1 日時 平成23年2月14日(月) 午後1時00分～午後2時38分

2 場所 神戸市役所1号館28階第4委員会室

3 出席委員 (27人)

(1) 学識経験者

加藤 恵正	川北 政廣
澁谷 啓	野崎 瑠美
三輪 康一	森津 秀夫
山下 淳	

(2) 市会議員

藤原 武光	池田 りんたろう
橋本 秀一	黒田 士郎
安井 俊彦	安達 和彦
森下 やす子	北川 道夫
向井 道尋	南原 富広
山本 じゅんじ	梅田 幸広

(3) 国及び兵庫県 の行政機関の職員

上総 周平 (代理)	曾田 知
吉本 知之 (代理)	大町 勝
松田 保 (代理)	岡田 淳則

(4) 市民

小野寺 誠	山中 貴子
-------	-------

(5) 臨時委員

上甫木 昭春	星野 敏
道奥 康治	

4 議事

第1号議案 神戸国際港都建設計画臨港地区の変更について (神戸市決定)
(神戸臨港地区)

第2号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更について (神戸市決定)
(大規模集客施設制限地区)

第3号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について (神戸市決定)
(学園南地区地区計画)

第4号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (建築基準法付議)
(東灘区御影浜町)

5 諮問案件

神戸市都市計画マスタープランについて

6 報告事項

- (1) 土地利用誘導方針について
- (2) 都市計画道路整備方針について
- (3) 密集市街地再生方針について

7 議事、諮問及び報告の内容 別紙のとおり

1. 開会

○鳥居計画部長

都市計画総局計画部長の鳥居でございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様にお伝え申し上げます。本日、関係者から当審議会の会議風景を撮影したいという申し入れがございました。都市計画審議会の運営要綱では、会長が許可をした場合に限り、撮影することが認められておりますので、この申し入れにつきましてご検討をお願いしたいと思います。

○加藤会長

事務局から説明がありました撮影の申し入れですけれども、許可するかどうかについてお諮りしたいと思います。

第1号議案に入る前までということで許可したいと思いますけれども、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

それでは、ご異議がないようですので、撮影を許可することといたします。撮影をしていただいて結構です。

(写真撮影)

○加藤会長

それでは、ただいまから、平成22年度第4回神戸市都市計画審議会を開会いたします。まず、事務局から委員のご紹介と定足数の確認をお願いいたします。

2. 委員紹介・定足数の確認

○鳥居計画部長

それでは、お手元の委員名簿をご覧ください。市会会派の変更によりまして、委員となりました市会議員の委員をご紹介させていただきます。安達委員です。

○安達委員

安達でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鳥居計画部長

それと、今回の審議会では臨時委員を委嘱させていただいておりますので、あわせてご紹介

介させていただきます。諮問案件の都市計画マスタープランについてご審議いただきます。上甫木委員です。道奥委員です。星野委員については、遅れていらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

次に、定足数でございますが、神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立するという事になってございます。委員の総数は27名、臨時委員が審議に加わる諮問案件では30名ですので、定足数が15名ということになります。本日、26名の委員にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しております。以上でございます。

3. 会議録署名委員の指名

○加藤会長

本日の会議録署名委員ですけれども、澁谷委員と三輪委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様にご覧でございますけれども、私、所用によりまして、午後4時を目処に途中退席させていただくことになろうかと思っております。そのころまで会議が続いていれば、途中退席以降の審議会の運営につきましては、条例に基づき、会長職務代理者であります森津委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議案審議

**(第1号議案 神戸国際港都建設計画臨港地区の変更について
神戸港臨港地区)**

**(第2号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更について
大規模集客施設制限地区)**

○加藤会長

それでは、議案の審議に入りたいと思っております。本日、5件の案件を審議いたします。第1号議案 臨港地区の変更と、第2号議案 特別用途地区の変更につきましては、関連する案件ですので、一括して説明を受けたいと思っております。それでは、事務局のほうからお願いいたします。

○三島計画課長

議案（計画書）の3ページをお開き下さい。第1号議案 神戸国際港都建設計画臨港地区の変更について、神戸港臨港地区。

続いて、5ページをお開き下さい。第2号議案、神戸国際港都建設計画特別用途地区の

変更について、大規模集客施設制限地区。いずれも神戸市決定です。以上の2議案は、関連案件ですので一括してご説明いたします。

初めに、第1号議案の神戸港臨港地区の変更についてご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。臨港地区指定図です。臨港地区は、計画的な港湾施設の建設・管理運営や港湾にふさわしい土地利用の規制・誘導及び港湾環境整備により、港湾活動の円滑化や港湾機能の確保を図ることを目的として、港湾管理者の申し出に基づき都市計画に定めるものです。神戸市では、昭和33年に臨港地区の都市計画決定を行い、その後、臨海部の整備事業の進捗等に伴い、合計10回の変更を行ってきております。

議案（計画書）の3ページをお開き下さい。議案（計画図）は1ページをお開き下さい。あわせて、前面スクリーンをご覧ください。計画図です。今回、新たに臨港地区に追加する区域は、ポートアイランド第2期地区の東側に位置する埠頭用地及びポートアイランド第2期地区の西側に位置する緑地の2カ所で、計画図では赤色で表示しております。東側の埠頭用地は、外貨コンテナ貨物の増大やコンテナ船舶のさらなる大型化に対応するため、平成18年度より整備に着手し、埋め立てが完了いたしました。また、西側の緑地は、ポートアイランド第2期地区の南側から西側にかけての護岸の背後地に緑地を形成し、沖合を航行する船舶からの港の景観を創出すると同時に、陸側から海を展望できる親水空間の創出を目的として整備を進めており、おおむね整備が完了いたしました。そこで、用地の適正な管理運営を図るため、これら2地区を新たに臨港地区に指定いたします。臨港地区を指定する区域の航空写真です。

議案（計画書）の4ページをお開き下さい。今回の変更により、臨港地区全体として面積が約16.7ha増加し、変更前の約2,090.7haから約2,107.4haとなります。

続きまして、第2号議案、特別用途地区の変更についてご説明いたします。特別用途地区の概要についてご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地域地区の1つです。用途地域の制限内容は、都市計画法及び建築基準法により全国一律に定められているのに対して、特別用途地区の制限内容は地方公共団体が条例で定めます。神戸市では、広域から多くの人を集め、道路などのインフラや周辺環境に大きな影響を与える大規模集客施設の適正な立地を誘導するため、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を平成21年6月に都市計画決定しています。指定については、臨港地区等の他の法令により用途規制している区域を除く準工業地域を指定しています。

議案（計画書）の5ページをご覧ください。議案（計画図）の2ページをご覧ください。あわせて、前面スクリーンをご覧ください。このたび、ポートアイランド第2期地区の西側緑地において臨港地区を新たに指定することにあわせ、当該区域の特別用途地区の指定を廃止いたします。今回、特別用途地区を廃止する区域を黄色で表示しております。

議案（計画書）の6ページをお開き下さい。今回の変更により、特別用途地区の大規模集客施設制限地区は、面積が約14ha減少し、変更前の約1,078haから約1,064haとなります。なお、以上2議案を平成22年12月7日から21日までの2週間、縦覧に供しました。その結果、第1号議案、神戸国際港都建設計画、臨港地区の変更について、1件の意見書が提出されております。

資料1の「都市計画の案に係る意見書の要旨及び神戸市の考え方」をご覧下さい。意見書の要旨及び神戸市の考え方について、資料1に沿ってご説明いたします。

資料1の1ページをお開き下さい。意見書の提出者は、中央区北野町にお住まいの方です。意見書の要旨です。本件計画に反対。理由、ずさんな計画図。本件、計画図（2）に致命的な誤りあり。実在しない地名、「ホードイランド」が記載されている。神戸市みなと総局は、平成7年1月17日発生の阪神・淡路大震災以後策定した「神戸港復興計画」において、防潮堤の国庫補助による復旧、全面改築・増設計画から東神戸フェリー埠頭の要改築部位に、神戸市東灘区青木3丁目1番及び2番に接する防潮堤を組み込まず、堤防が決壊寸前のまま放置、このような局に臨港地区は任せられないため、というものです。

この意見に対する神戸市の考え方をご説明いたします。前面スクリーンをご覧下さい。まず、都市計画案の計画図に関することについての神戸市の考え方ですが、今回の都市計画変更を行う区域は、縦覧図書の総括図においても位置を示しており、対象区域を特定できないことはありません。しかし、ご指摘のとおり、縦覧図書の計画図に記載している文言が不鮮明であったため、修正した図面を参考図として縦覧図書に添付いたしました。

次に、港の管理に関することについての神戸市の考え方ですが、臨港地区の管理はみなと総局が適正に行っております。なお、東灘区の防潮堤は、今回の臨港地区の変更内容とは無関係であり、また維持管理上、安全面でも支障はありませんが、住民が不安に思われる箇所については補修を実施いたします。以上が神戸市の考え方です。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤会長

それでは、今の事務局の説明に対しまして、質問、ご意見があればいただきたいと思えます。いかがでございましょうか。ご意見がないようですので、議案ごとにお諮りさせていただきたいと思えます。

まず、第1議案であります。神戸国際港都建設計画臨港地区の変更について、神戸港臨港地区、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○南原委員

反対。

○山本委員

反対です。反対理由も述べさせて下さい。

○加藤会長

では、お願いいたします。

○山本委員

この1号議案ですけれども、西側の緑地部分と港湾施設のPC18の部分が一括の同一議案として出されております。緑地部分については特に異論があるわけではありません。一方で、PC18の部分ですが、この部分について賛同しかねるということでもあります。これは、スーパー中枢港湾の一環として、大水深バースとして整備されてきたものであります。私たちの会派は、無駄遣いだとずっと指摘をして、一貫して整備に反対をしてきたという経緯があります。また、スーパー中枢港湾としての結論もないままに、次は国際コンテナ戦略港湾といった形で拡大整備されようとしているわけで、今、市民の生活が本当に厳しい状況になっているわけですから、これ以上の大規模プロジェクトへの莫大な投資についてはとても賛同できないと、そういう立場から、このPC18の部分については反対です。この議案としては反対の態度をとりたいと思います。

○加藤会長

今、反対のご意見が出ましたので、改めてお諮りをさせていただきたいと思います。
第1号議案でありますけれども、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございます。よって第1号議案については、原案のとおり承認して、市長に答申をいたします。

第2号議案についてお諮りしたいと思います。神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更、大規模集客施設制限地区、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認して、市長に答申をいたします。

**(第3号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について
学園南地区地区計画)**

○加藤会長

次に、第3号議案 学園南地区地区計画の変更について事務局から説明をお願いいたします。

○三島計画課長

議案（計画書）の7ページをお開き下さい。

第3号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について、学園南地区地区計画，神戸市決定です。

議案（計画図）は、3ページをお開き下さい。あわせて、前面スクリーンをご覧下さい。位置図です。学園南地区は、第二神明道路北線学園南インターチェンジの南に位置する面積約108.4haの地区です。前面スクリーンは、周辺の航空写真です。当地区では、緑豊かな自然環境と融合した秩序ある土地利用の促進と良好な郊外住宅地の形成を図るため、平成13年に土地区画整理事業及び地区計画などの都市計画決定を行い、現在、市街地整備が進められています。

議案（計画図）は、4ページをお開き下さい。あわせて、前面スクリーンをご覧下さい。

変更後の地区計画の計画図です。区域を赤色の実線で表示しております。地区施設の緑地を緑のハッチで表示しております。地区の細区分につきましては、自然住宅地区Aを薄い緑色で、自然住宅地区Bを薄い黄色で、住宅地区Aを濃い緑色で、住宅地区Bを黄緑色で、沿道施設地区Aを黄色で、沿道施設地区Bをピンク色で、沿道施設地区Cをオレンジ色で、中心地区を薄いオレンジ色で表示しております。

議案（計画書）の9ページをお開き下さい。今回の変更の概要を変更前後対照表にまとめております。あわせて、前面スクリーンをご覧下さい。このたび、緑豊かな現況地形や現況林を活用し、低層住宅を中心とした、ゆとりと潤いのある居住環境の形成を図り、地区内外の住環境の維持・強化を図るため、地区西側の自然住宅地区Aにおいて、計画図表示の青色の破線部である西側の地区境界線から外壁等の面までの距離を30m以上とする壁面の位置の制限を、地区整備計画の建築物等に関する事項に追加いたします。なお、本案について、平成22年12月7日から12月21日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上です。

○加藤会長

それでは、事務局からの説明につきまして質問、ご意見をいただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。ご質問がないようですので、お諮りいたします。第3号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について、学園南地区地区計画，神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

それでは、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

**(第4号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
東灘区御影浜町)**

○加藤会長

次に、第4号議案でございます。東灘区御影浜町の産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局から説明をお願いいたします。

○三島計画課長

議案(計画書)の10ページをお開き下さい。

第4号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置、東灘区御影浜町についてご説明いたします。本案件は、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、特定行政庁である神戸市長が建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものです。ページの下に参考として、関係条文を記載しております。建築基準法第51条では、都市計画区域内において、卸売市場、火葬場、またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならないとされております。ただし、特定行政庁が市の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合は、新築や増築をすることができると定められております。神戸市では、本市が設置する廃棄物処理施設については都市計画決定を行い、民間事業者が設置する処理施設については特定行政庁の許可とすることとしておりますので、今回、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものです。それでは、第4号議案の産業廃棄物処理施設の設置手続と計画内容につきまして、建築安全課長からご説明いたします。

○中川建築安全課長

都市計画総局建築指導部建築安全課長の中川でございます。

前面スクリーンをご覧ください。産業廃棄物処理施設の設置手続についてご説明いたします。産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、まず事業者から事業計画案が提出されましたら、関係部局で構成する立地審査会において、事業計画案の内容及び立地条件等の適合状況を審査します。

次に、事業者より申出書、隣接土地所有者等の同意等の取得状況、生活環境影響調査評

価書が提出されましたら、立地審査会幹事会において審査し、都市計画審議会に付議することが適当であると認められた場合、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画審議会において都市計画上支障がないかを審議していただきます。

その後、建築基準法第51条許可を経て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づき、産業廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処分業の許可の手続が行われ、事業が開始されることとなります。

議案（計画書）の10ページにお戻り下さい。あわせて、前面スクリーンをご覧ください。

計画内容についてご説明いたします。名称は産業廃棄物処理施設、位置は東灘区御影浜町、面積は約0.8haです。施設概要は、処理能力が1日当たり706.5tのがれき類の破碎施設です。事業者は、鹿島道路株式会社です。

議案（計画図）は、5ページをお開き下さい。あわせて、前面スクリーンをご覧ください。位置図です。敷地は、東部第2工区内の北西に位置し、赤色で表示しております。航空写真です。当該敷地から住宅までは、最も近接したところで敷地から北に約125m離れております。用途地域図です。当該敷地は、工業専用地域に指定されております。土地利用現況図です。赤線枠取りで敷地の位置を表示しております。青色で表示しておりますのは工場、赤色は事務所、紫色は倉庫、黄色は住宅、だいたい色は店舗兼用住宅です。敷地周辺は、主に倉庫等の土地利用となっております。当該敷地に隣接する土地利用は、北側が公有水面、東側は倉庫・配送センター、南側は進入道路を挟んで資材置場、西側は公有水面となっております。搬入・搬出ルート図です。敷地境界線を赤線枠取りで、運搬経路を青線を表示しております。国道43号から弓場線を南下し、灘浜住吉川線を東へ進み、御影大橋を渡って、市道から敷地に入ります。なお、事業者と工事業者が産業廃棄物の契約を結ぶ際に、赤の点線で示している東御影線については、搬入ルートとして使用しないこととなっております。配置図です。敷地境界線を赤線で表示しております。敷地の細くなっている部分の先端で市道御影浜町1号線に接道しております。現在、敷地内で既存のアスファルトプラント及びがれき類の破碎施設が操業しており、赤色で示している部分が、がれき類破碎施設の上屋及び事務所です。今回、このうち北側にある既存のがれき類の破碎施設内の機械を入れかえることにより、処理能力を増強いたします。施設平面図です。搬入されたがれき類はアスファルト殻、コンクリート殻の種別ごとに、だいたい色で示す処理前物保管場所に一時保管された後、赤線枠取りで示す破碎施設で破碎され、青色で示す処理後物保管場所に、再生アスファルト用骨材、または再生砕石として保管されます。これらの処理後物のうち、再生アスファルト用骨材は敷地内のアスファルトプラントで再利用され、アスファルト合材として出荷されます。プラントで再利用される以外の再生アスファルト用骨材は、敷地に接岸する船舶にて全国の工場に配送されます。また、コンクリート殻を破碎することによってできる再生砕石は、製品として道路の路盤材などに利用されます。処理工程図です。処理工程をフローで示しております。計量後、処理前物保管

場所に一時保管したがれき類は、重機で小割りし、ホッパーに投入されます。ホッパーからふるい機に移動し、ふるい機を通過したものはそのまま製品になりますが、ふるい機に残ったものは破砕機に入り一次破砕されます。破砕された殻は磁選機を通過し、金属類を取り除いた上で、2つ目のふるい機によってふるい分けされます。ここで通過したものは製品になりますが、残ったものは2次破砕されます。破砕されたものはまたふるい機に戻り、ふるい分けされます。この工程を繰り返して、一定の品質になった製品を処理後物保管場所に保管します。

議案（計画書）の10ページをご覧ください。理由です。当施設は、建設現場等から発生したアスファルト、コンクリート殻等のがれき類を受け入れ破砕処理をすることにより、再生アスファルト用骨材、または再生砕石として再生利用を図るためのものです。当敷地は、臨海部の工業専用地域に位置し、周辺は倉庫等の土地利用となっており、都市計画上支障がないと認められます。また、事業者は、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づき生活環境影響調査を実施するとともに、その結果を示して、当敷地に隣接する土地・建物の所有者等から設置について同意等を取得しております。続きまして、立地審査会での審査経緯、生活環境影響調査結果の概要、周辺同意取得状況につきまして、環境局からご説明いたします。

○笠原事業系廃棄物対策室主幹

環境局事業系廃棄物対策室主幹の笠原でございます。

前面スクリーンをご覧ください。これまでの手続等について説明させていただきます。まず、事業者より計画の概要を示した事業計画案が提出されましたので、立地審査会を平成22年8月31日に開催し、事業計画案が適当であること、また立地禁止区域に該当しないことを確認しております。次の手続として、事業者は産業廃棄物の処理に係る申出書を作成し、関係部局に説明を行い、関係法令の適合状況について関係部局からの回答の集約書の提出を受けました。あわせて、事業者が生活環境影響調査結果及び隣接者等の周辺同意等を取得したことを受けて、平成22年11月18日に立地審査会幹事会を開催し、これらを審査した結果、適当であることを確認しましたので、建築基準法第51条許可申請の手続に入ることを承認しました。平成22年11月26日に、建築基準法第51条許可申請が受理されました。

続きまして、生活環境影響調査結果の概要について説明します。施設を設置することによる周辺生活環境影響項目につきましては、環境省の指針である廃棄物処理施設環境影響調査指針に基づき、大気質、騒音、振動の3項目について調査を実施しました。予測地点を地図上に示しております。施設の稼働に伴う騒音、振動の予測地点を黄色で、関係車両の通行に伴う騒音、振動、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測地点を桃色で、施設から排出される粉じんの予測地点を緑色で、それぞれ表しております。調査の結果についてですが、まず大気質については、施設の稼働によって生じる粉じんを予測しました。施設の稼

働に伴って発生する粉じんは、破砕機から20m離れた敷地境界の北側で0.039mg/m³以下であると推測され、環境保全の目標である0.5mg/m³を下回ります。次に、搬入・搬出車両により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について説明します。施設への搬入・搬出車両は、1日当たり122台と推計し、関係車両や従業員の通勤車両14台と合わせて、往復で1日当たり272台が通行すると予測しております。調査の結果ですが、最も施設の搬入・搬出車両によって影響が大きくなる御影大橋付近を評価地点とし、二酸化窒素は0.0402ppmであり、環境保全の目標である0.06ppmを下回っています。浮遊粒子状物質は、0.0535mg/m³であり、環境保全の目標である0.1mg/m³を下回っています。

次に、騒音についてですが、施設稼働による影響の予測結果は、敷地境界で65dB、直近人家で70dBになります。これらは、敷地境界での環境保全の目標である70dB、直近人家での環境保全の目標である70dB以下となっています。搬入・搬出車両による騒音影響について、予測結果は71dBとなりました。これは、環境保全の目標である70dBを超える結果となっていますが、搬入・搬出車両が通らない状態でも71dBであり、搬入・搬出車両による影響は軽微であると評価しています。

振動についてですが、施設稼働による予測結果は、敷地境界で49dB、直近人家で44dBであり、敷地境界の環境保全の目標である65dB、直近人家の環境保全の目標である55dBをいずれも下回っております。搬入・搬出車両による振動影響について、予測結果は44dBとなりました。これは、環境保全の目標である70dBを下回っています。

交通量について、搬入・搬出車両台数は往復で1日当たり272台であり、全てが灘浜住吉川線の一方向に流れたと仮定しても、現況交通量9,954台の約2.7%であり、影響は軽微であると考えております。

最後に、周辺同意の取得状況です。神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づき、敷地境界から100m以内の範囲に存在する自治会は、御影本町五六会自治会です。御影本町五六会自治会に対しては、施設の事業計画等を説明し、同意を取得し、協定を締結しております。さらに、周辺の御影西町地区自治会、浜石屋自治会及び呉田地区協議会より説明会の開催要望がありましたので、説明会を開催しております。また、敷地に隣接する土地・建物所有者から同意を取得し、土地建物の占有使用者からは同意を取得するとともに、協定を締結しております。なお、前回の審議会でも第2工区北側の自治会から神戸市に、「地域の住環境を整備するためのお願い」ということで要望書をいただいているとの報告をさせていただいております。特にその中で、第2工区の事業者と地元住民との協議の場を設けてほしいとのことがございましたので、その後の状況についてご報告させていただきます。昨年12月に、神戸市と第2工区企業の半数以上が参画する2工会との間で話し合いを行い、地元の要望を伝えるとともに、地元、第2工区の事業者、神戸市の3者が集

まり、協議の場を持っていただくよう要請いたしました。近日中には、それぞれの代表者が集まり、協議の場を持てるように動いているところでございます。以上でございます。

○加藤会長

それでは、ただいま事務局から説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらいただきたいと思っております。

○南原委員

船着き場からどれぐらいの回数、量の搬出・搬入が行われるのか、その一点だけ聞かせて下さい。

○笠原事業系廃棄物対策室主幹

船舶による大気汚染への影響についてご説明させていただきます。定性的に申し上げますと、アスファルトプラントでは日産約1,000tのアスファルト合材をつくります。そのために骨材が、約半数の500t必要だということで、500tに見合うようなものを処理するために、この破砕施設を増強したというものでございます。

現在の能力では、骨材生産能力、破砕施設能力は85tであり、不足する骨材は海上輸送でバージン材を調達するほか、他の産業廃棄物処理施設が市内に15施設ございますが、そういったところから再生骨材を購入することにより調達していただくことでアスファルト合材を生産してきておるといのが現状です。今回増強されると、ここで約700tの骨材をつくることができます。そうしますと、今まで500t級の船でバージン材、骨材を入れていたのが、ここから賄えるということになります。定性的ではありますが、これと、海上輸送で搬出するのが相殺されて環境負荷が増大してこないと考えております。

大気汚染への影響も数値的に評価してございます。一番危険な状態ということで、予測計算上、新材が入ってくると毎日500t、さらに、再生された骨材がここで使われずに、700t毎日出ていくというようなケースで予測した場合の結果を申し上げます。二酸化窒素につきましては、この事業敷地内で最大で0.041ppmになるということで、環境保全の目標の0.06ppmを下回るということでございます。浮遊粒子状物質は、この敷地内の最大着地濃度で0.049mg/m³になるということで、環境保全の目標の0.10ppmの約半分ぐらいの数値におさまります。車もそうですが、船舶についてもそれほど大きな影響は与えないということで、ほとんど似通った、現状に若干上乘せするぐらいの数字で、環境保全目標は十分満たしているということでございます。

○南原委員

今の説明でわかりませんでした。環境基準を達成しているということはわかったけれども、どれぐらいの回数で搬入・搬出が行われるのかと、その車の量と比べて、船の回数というのはどれぐらいになるのかということを知りたいんです。

○笠原事業系廃棄物対策室主幹

多くても1日1隻程度、搬出・搬入があるということでございます。

○南原委員

1日1隻程度ということは、もう全く環境に影響は及ばないということですか。

○笠原事業系廃棄物対策室主幹

ゼロとは申しておりません。若干上乘せになるということでございます。

○南原委員

もっと船が頻繁に出て、逆に環境を良くするのかというふうな思いをしておりましたけれども、そんなことはないということですね。わかりました。

○安井委員

当該地は私が活動しています地域でございますが、この問題は地域としていろいろ取り上げられ、論議をしておりましたので、当局のご苦勞、また事業者のご苦勞も十分理解しており、今の報告に間違いはなかったということは、私から言えるわけであります。

ただ、問題は2つあります。1つは、当該地は、粉じんの問題もあるのですが、においの問題が非常に大きく問題になっている地域でございます。そのにおいについては、どうなのかということをお聞かせ下さい。それから、東御影線を使わずに弓場線を輸送に使うというご説明があったんですが、これは聞いてなかったなと思ったのですが、その辺では弓場線を使うということで、弓場線沿線の住まいの方、皆さん方はそれで了承されているのか、その辺の話し合いがあったのかという、その2つの経過について教えて下さい。

○笠原事業系廃棄物対策室主幹

まず、悪臭のほうからご説明いたしますと、2工区には、食用油製造とか飼料製造、化学製造工場等々が立地しております。確かに私ども、周辺から苦情を受けたりすることもございます。そのたびに現地を確認し、調査をさせていただいております。これまでも2工区内や周辺地域につきまして、職員が歩いて調査するとか、パルテックを含めて立ち入り調査や臭気の分析も行っております。各工場での悪臭箇所を特定して、改善指導ということもこの間何度もやらせていただいております。発生源と思われる工場につきましては、毎年立ち入り調査を実施しまして、排出口や敷地境界におきまして、悪臭防止法による測定を行っておりますが、これまでのところ、法律の規制値を超える値は出ておらず、複合的な汚染、悪臭の汚染状態になっているのではないということです。具体的な対応としては、工場に対しまして、施設を密閉化するとか、脱臭処理装置を設置してもらおうとか、悪臭が発生する物質の取り扱いについて、これは風向きでかなり変わってきますが、低減策についての指導を行っているということでございます。今後も引き続きまして、立ち入り、臭気測定、それから2工区全体として、先ほどご報告させていただきましたように、2工区との話し合いをする中で、悪臭問題も当然ターゲットになってこようかと思っております。そういう中で、話し合いをしながら悪臭の低減に努めてまいりたいということでございます。

それと、今ご説明申し上げております鹿島道路、これはコンクリート、アスファルト殻

の破碎施設でございますので、悪臭の発生はしないということをつけ加えておきます。

弓場線のお話でございますが、先ほど3自治会にはお話をさせていただき、もう一つ呉田を含めまして4自治会にご説明させていただきました。ただし、この沿線自体には説明はしてございません。弓場線につきましては、比較的交通量が少なく、動線としての影響は少ないのではないかとというふうに考えてございます。今後、事業者に、弓場線沿いの説明を指導していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○安井委員

当局のご苦勞はよくわかります。においの問題では、長年、ここ10年ぐらい地元の議員も悩まされておりますし、当局もそのたびごとに努力して下さっておりますが、当局も、においの発生源の工場が特定できると言ったり、特定できないと言ったり、基準内だったり、基準外だったりいろいろとするので、よくわからないというのが現状ではないかというふうには理解しているのですが、今の発言で、鹿島道路からにおいがするようなものはないという発言があったので、それをよしとしたいと思います。また同時に、話し合いの場を設けて議題に上げるということですから、それでいいのではないかと思います。

もう一つは、弓場線の沿線には説明をしていないということですが、結構大変な地域でございますので、よろしくご指導いただきますようお願いして終わります。

○加藤会長

ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。ないようですので、お諮りしたいと思います。産業廃棄物処理施設の設置の位置について、東灘区御影浜町、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○山本委員

意見だけ一言述べておきたいと思います。この第4号議案ですけど、前回の審議会と同じように、第2工区の周辺地域の環境ということがやっぱり大きな問題だと思うんですが、説明の中では、それほど大きな環境の変化というわけではなさそうです。ただ現状にさらに上乘せをするということは間違いのないわけで、特にこの騒音の部分、今基準が70dBですけれども、今でも71という、基準を超えている現状にあるということはやっぱり問題だと思います。それから、呉田地区が前回問題になったのですが、やっぱり周辺のおいとか騒音とか、今でも対策が求められていると、先ほど3者で話し合う場が設けられるという話でしたけれども、今でも対策が求められているというのは指摘をされたところです。また、先ほどの質疑の中でも、この弓場線の沿線には説明がされていないということで、やっぱりそこは肝心の点ではないかと思います。環境の影響というのも決して軽視することなく、地域の現状をきちんと考慮していけば、今よりも上乘せをするということについては好ましくないと思っております。ですから、決して当該事業者自身に問題があるというふうに思っておりませんが、地域の現状ということを考慮すれば、やっぱり同意はできないということだけ一言申し上げておきたいと思います。反対ということを申し上げ

ておきたいと思います。

○南原委員

私も反対です。

○加藤会長

では、改めてお諮りいたします。第4号議案につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございます。よって第4号議案につきましては、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

(諮問案件 神戸市都市計画マスタープランについて)

○加藤会長

それでは、続きまして諮問案件のほうに移らせていただきたいと思います。諮問案件の神戸市都市計画マスタープランにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○三島計画課長

それでは、都市計画マスタープランについてご説明いたします。神戸市都市計画マスタープラン関連につきましては、資料が複数ありますので、先に資料の説明をさせていただきます。資料一覧は、次第の下段にまとめています。

資料2は、神戸市都市計画マスタープランの答申の案でございます。

資料3, 4, 5は、土地利用誘導方針, 都市計画道路整備方針, 密集市街地再生方針の最終の案でございます。

資料6は、第3回都市計画審議会において、都市計画マスタープラン並びに3つの方針についていただいたご意見と、それに対する神戸市の考え方をまとめたものです。南原委員並びに山本委員より提出された神戸市都市計画マスタープラン(素案)に対する意見も含めてまとめております。

資料7は、都市計画マスタープランに対するパブリックコメントによりいただいた市民意

見や関係機関への意見照会によりいただいた意見等と、それに対する神戸市の考え方をまとめたものです。

資料8は、同様、3つの方針に対する市民意見等と、それに対する神戸市の考え方をまとめたものです。

それでは、神戸市都市計画マスタープランについてご説明いたします。まず、これまでの経緯についてご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。昨年8月の都市計画審議会で、都市計画マスタープランの策定について諮問し、基本的な考え方をご説明させていただきました。その際のご審議、ご意見をふまえ、都市計画マスタープラン素案として取りまとめたものを11月の審議会で中間報告させていただき、ご意見、ご審議をふまえて原案を策定し、12月7日から1ヶ月間パブリックコメントを行いました。審議会やパブリックコメントでいただいたご意見を受けて、このたび答申の案を策定いたしましたので、本日の審議会でご説明させていただきます。ご審議の上、答申をいただき、3月末に策定したいと考えております。なお、パブリックコメントについては、平成22年12月7日に案を公表し、翌年平成23年1月11日まで、神戸市民の意見提出手続に関する条例に基づき、1ヶ月間パブリックコメントを行いました。意見提出結果は、38通、64件でした。また、パブリックコメントにあたり、都市計画ミニニュースを市内全世帯に配布するとともに、パブリックコメントと並行して現地相談所を各区役所・支所・出張所で、夜間・休日は三宮で開設し、市民への周知を図りました。

それでは、内容についてお手元の資料でご説明させていただきます。お手元の資料2、資料6、資料7をご準備下さい。資料6についてご説明いたします。資料6は、ご意見の概要を分野別に分類し、それに対する神戸市の考え方について、都市計画マスタープランに記載している内容を中心にまとめています。

資料6の1ページをお開き下さい。1番の意見の概要は、市民不在で進められてきた震災復興や市街地再開発事業を総括し、教訓を導き出し、今後のまちづくりに活かすべきというもので、それに対する神戸市の考え方は、大規模な被災地域の早期復興を図るため、まちづくり協議会方式や2段階都市計画の手法を取り入れ、まちづくりを実施してきました。区画整理や再開発は、復興のまちづくり手法として、被災者の生活再建とまちの安全性向上をはかり、かつ次の世代にも引き継ぐことのできる都市生活基盤を整備できる事業であったと考えています。

2番の意見の概要は、都心域への集中が叫ばれ、郊外地域の基盤整備や文化福祉などの必要な投資は抑制されている。港湾・空港を支える広域幹線道路の推進、都心・ウォーターフロント、三宮駅前、医療産業都市を先導エリアにした市街地整備など、従来の空港、戦略港湾、医療産業への一層の偏重を行っているというもので、それに対する神戸市の考え方は、都市は拡大成長期から成熟期へ移行しており、これからの都市計画は、新たに都市空間を構築するのではなく、重点を絞ってつくり、有効に活かしながら都市空間をマネ

ジメントしていくことにより、まちの活力、経済の活性化をはかっていく必要があります。市民生活に身近な観点として、地域の暮らしを支える交通環境の形成や、多様な地域特性を活かしたきめ細やかな住環境の整備改善などの施策の方針も示しています。

3番の意見の概要は、何に重点を絞ってつくるのが問題。「選択と集中」の名のもとに、福祉切り捨て、大型開発を温存するという姿勢が都市計画マスタープラン全体に貫かれているというもので、それに対する神戸市の考え方は、きめ細やかに都市空間の質を高めるために、暮らしやすさ、まちの活力、環境との共生、まちのデザインという視点があげられます。この視点のもと、さらに戦略性、柔軟性、協働と参画という視点により、重点を絞ってつくり、有効に活かしながら、都市空間をマネジメントしていきます。

4番の意見の概要は、2025年の基幹産業は具体的にはどのような産業を考えているのか。医療産業、観光産業、あるいはそれ以外にもどんな産業を考えて、神戸の人口を支えるだけのまちにしていくのかというもので、それに対する神戸市の考え方は、神戸に活力をもたらす産業・港湾エリアとして、臨海産業エリア、内陸新産業エリア、知識創造エリア、港湾物流エリアの4つのエリアを掲げています。記載のとおり、それぞれのエリアにおいて機能強化や企業立地を促進します。

2ページをお開き下さい。5番の意見の概要は、魅力的な下町の風情や都市の風情を残すのは、何かをきっかけに取り組まなければならない。2012年に平清盛の大河ドラマが放送されるので、これをきっかけに真剣に都市計画の中で取り入れていくべき。清盛の歩んできた道は、生田から西であり、この道のりをどう活かしてデザインの視点で取り組んでもらえるのかというもので、それに対する神戸市の考え方は、兵庫南部・長田南部を産業・歴史・文化を活かして再生する先導エリアとして、市民や観光客の回遊性の向上、歴史を活かした景観づくりを進めていきます。その中で、2012年の平清盛の大河ドラマの放送をきっかけとし、これらの取り組みをさらに進めていきます。

6番の意見の概要は、神戸に観光に来た人たちが、神戸に住みたいなどと思ってもらえるようなまちにしていくぐらいの取り組み、努力をしていかなければならないというもので、それに対する神戸市の考え方は、上位計画の第5次神戸市基本計画では、新しい価値を生み出す創造都市を神戸のめざす都市像としています。また、「ひと」を「たから」として、新たな豊かさをともに創造する「協創」の理念を掲げています。都市計画マスタープランは、他の部門別計画とも連携し、基本計画に掲げる都市像の実現をめざします。

7番の意見の概要は、耕作放棄地、休耕田がたくさんある神戸で、具体的に農業に対して神戸はどう取り組んでいくのかというもので、それに対する神戸市の考え方は、農村地域の活性化を図るため、協働と参画による里づくりに取り組みます。また、農業後継者の不足が深刻な農村地域では、新田園コミュニティの形成などにより集落活性化のための取り組みを進めます。なお、農業政策については、第5次神戸市基本計画においてブランド化や地産地消などの取り組みが掲げられています。他の部門計画とも連携し、都市空間づ

くりに取り組んでいきます。

8番の意見の概要は、兵庫南部・長田南部をどのように取り組んでいくのかというもので、それに対する神戸市の考え方は、兵庫南部・長田南部は、産業・歴史・文化を活かして再生するエリアとして、世界最先端の技術を持つものづくり産業の集積を活かし、低炭素社会の構築に資する産業等の機能強化をはかります。また、歴史的資産や多文化が共生する生活文化などを活かしてまちの活性化をはかります。

9番の意見の概要は、神戸空港は市民の声を聞かずに強行し、一方、市民の足としての市バス路線を短絡、廃止を強行した。特に、高齢者や障害者など弱者の足を奪ってきたというもので、それに対する神戸市の考え方は、広域的な人・物・情報の交流連携や産業活動を支えるために、広域的な道路や港、空港などの強化をはかり、総合的な交通体系の整備を進めていく必要があります。市バス路線については、利用状況を見極めながら、市民の利便性向上に資する路線、ダイヤの見直しを適宜行っています。また、生活利便施設を結ぶ地域密着型バス路線の役割は重要性を増しており、需要動向を見ながら路線の展開をはかるとともに、交通の不便な地域においては、地域が主体的に運行するバスなどの移動手段の確保に取り組めます。

3ページをご覧ください。10番の意見の概要は、右肩上がりの経済成長が前提だった従来計画を残された課題としてそのまま遂行する姿勢を変えていないというもので、それに対する神戸市の考え方は、これまでの都市づくりで残された課題もふまえ、社会経済情勢の変化や都市の成熟期への移行に対応して、都市空間づくりに取り組めます。

11番の意見の概要は、景観や高さ規制を盛り込む条例など明確な規制を行うなど、住民主体のまちづくりを進めるべきというもので、それに対する神戸市の考え方は、景観のルールづくりは地域ごとの条例に基づく景観形成市民協定による誘導から始め、必要に応じて景観法に基づく景観計画区域に移行していくこととしています。用途地域などの土地利用の基本ルールに加え、これを補完する高度地区や地区計画などの制度を活用し、地域の課題解決と将来像の実現をめざすこととしています。具体的には、高度地区について、良好な住環境の保全の観点から、斜線型の現行制限に加え、新たに絶対高さ制限を追加するなどの制度拡充を検討していきます。

12番の意見の概要は、自動車交通に過度に依存せず、公共交通を中心とした交通体系に転換することを課題としているにもかかわらず、格子状・放射状の道路ネットワークの整備や、広域幹線道路を計画どおり進めることは矛盾している。住民の意見を聞いた上で再検討すべき。また、どんな交通体系が必要なのか市民の意見を聞いて進めるべきというもので、それに対する神戸市の考え方は、人と物の円滑な流れや知の交流などの多様な都市活動を促進し、活力と魅力あるまちづくりを支える都市基盤として、道路ネットワークの形成は重要です。市民や関係者の意見を聞きながら、都市交通のあり方を見直し、真に必要な道路を見極め、選択と集中により、効率的、効果的な道路整備を進めます。

13番の意見の概要は、交通不便地域においては、地域が主体的に運行するバスなど、移動手段の確保を図るとしているが、公共が責任を持たないということを言明するもので、認められない。行政が責任を持って関与するコミュニティバスの運行が当然の責務であるというもので、それに対する神戸市の考え方は、地域の暮らしを支える交通環境を検討する上で、利用者数と交通手段との関係が重要となります。公益性、採算性、公平性などの観点から、需要に応じた多様な交通手段により構成される公共交通体系の維持・形成を進めます。地域が主体的に運行するバスについては、交通が不便な地域における事例として挙げているもので、地域の取り組みを支援していきます。

4ページをお開き下さい。14番の意見の概要は、環境共生の観点からも都市交通を、パークアンドライドの推進や、バス等の公共交通機関の整備・充実・誘導にこそ力点を移すべきというもので、パークアンドライドについては積極的に進めている施策であり、都市計画マスタープランに反映します。ご意見をふまえ、資料2 都市計画マスタープランの49ページの「①人や環境にやさしい移動環境の形成」の1行目において、「環境的に持続可能な交通環境をめざし、パークアンドライドなどをはじめ交通需要マネジメント施策などの推進により公共交通機関の利用促進をはかります。」と表現を変更します。

15番の意見の概要は、「風の道」の効果については科学的に実証されているのか。市街地の小さな河川で風の道として効果はあるのかというもので、それに対する神戸市の考え方は、国土交通省のヒートアイランド対策研究会においても風の道の研究が行われており、この検討結果を参考にしながら市域への導入を進めたいと考えています。

16番の意見の概要は、生物多様性（動物の移動）の視点加えてはどうかというもので、ご意見をふまえ、61ページの「④生物多様性の保全など自然共生社会の実現」の2行目において、「山から海までの水と緑のつながりにより生物の生息空間を広げる生態系ネットワークの形成を進めます。」と表現を変更します。

17番の意見の概要は、三宮には高層住宅があふれている。神戸の都心は住宅ばかりで本当にいいのか。企業誘致のためにも都市計画を考えるべきというもので、それに対する神戸市の考え方は、三宮をはじめとする高度商業・業務地においては、商業・業務施設とのバランスを考慮して、居住機能の導入のみを目的とした建築物に対する容積率等の緩和を慎重に行うなど、都心にふさわしい質の高い都市空間の形成をはかる制度運用を進めることとしています。

18番の意見の概要は、第4章と第5章との関係がわかりにくいというもので、それに対する神戸市の考え方は、ご意見をふまえ、79ページの第1節「3つの重点的な取り組みの方針」のリード文の最後において、「そして、これらの方針に基づき、具体的な施策や事業を実施します。」を追記します。

5ページをご覧下さい。19番の意見の概要は、わがまち空間づくりを実際に進めていくには、もう少し小さな視点、生活の視点が必要ではないかというもので、それに対する

神戸市の考え方は、質の高いわがまち空間をつくるためには、暮らしやすさ、まちの活力、環境との共生、まちのデザインの4つの大きな視点をふまえながら、地域の特性に応じて、日常生活に密着した細やかな視点から、わがまちの将来像と、その実現に向けた具体的な取り組みの方針を考えていただくことが重要です。地域ごとの細やかな視点については、地域の皆さんと、それぞれの地域の成り立ちや魅力、課題を考えていく中で共有していきます。都市計画マスタープランは、大きな視点を掲げることとし、80ページの第2節「協働と参画によるわがまち空間づくりの推進」の四角囲みの中において、「わがまち空間づくりの4つの大きな視点」と表現を変更します。

20番の意見の概要は、「協働」という理念は、行政や事業主と、主権者である市民とを同列に置くものであり、市民が主人公という点からふさわしくはないというもので、それに対する神戸市の考え方は、上位計画である第5次神戸市基本計画においても、「協働と参画のより一層の推進」と掲げられており、協働と参画によりまちづくりを推進することを基本とします。協働と参画の対象は市民だけではなく、市内で事業を営んでいる事業者も含まれます。

21番の意見の概要は、「わがまち」の定義があいまいで明確でないというもので、それに対する神戸市の考え方は、「わがまち」の範囲は地域コミュニティと連動するもので、一般的には小学校区程度を想定しています。しかし、地域によってはコミュニティの範囲が小学校区と異なる場合もあるため、地域の特性に柔軟に対応できるように明確に規定していません。

22番の意見の概要は、「わがまち空間」という考え方は、重要な都市構造への住民意見の反映は排除されている。主権者である市民が、わがまち空間づくりなどへの参画にとどまるのではなく、都市計画、まちづくり、交通ネットワークづくり全体に参加する方法を具体的に検討すべきというもので、それに対する神戸市の考え方は、都市構造を構成する区域区分、用途地域、都市施設等の都市計画については、案を縦覧して市民の意見をお伺いし、都市計画審議会の議を経て定めます。今後も都市計画に関する情報をわかりやすく伝える工夫等を通して、協働と参画による都市空間づくりの推進に取り組みます。

23番の意見の概要は、PDCAでチェックする項目の目標値として、できれば定量化された評価指標を設定することも必要ではないか。アンケートなども考えられるのではというもので、それに対する神戸市の考え方は、都市計画マスタープランは概ね5年ごとに検証・評価を行い、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応していきます。指標の設定については、今後、効果的な内容を検討します。

続いて、パブリックコメント等でいただいた意見等について説明させていただきます。前面スクリーンをご覧ください。パブリックコメント等でいただいた意見は、全部で70件です。寄せられた意見を、案に関する意見、その他の意見に分類し、このうち案に関する意見について個別に対応を検討し、都市計画マスタープランへ反映するもの、もしくは今

後の参考にするものとさせていただきます。この結果、反映したものは8件です。

資料7をご覧ください。いただいたご意見の概要を分野別に分類し、それに対する神戸市の考え方についてまとめています。このうち都市計画マスタープランに反映した8件についてご説明いたします。

資料7の8ページをお開き下さい。35番の意見です。意見の概要は、都市施設である廃棄物処理施設の整備方針の記載が必要である。廃棄物の発生、排出抑制、再利用、資源化の循環型社会への取り組みについての記載が必要であるというもので、ご意見をふまえ、資料2 都市計画マスタープランの59ページの(1)の「④環境に配慮した都市施設の整備」の1段落目において、「循環型社会への移行をめざすため、廃棄物の減量・資源化を促進するとともに、廃棄物処理施設等については廃棄物の質の変化に対応した施設整備をはかります。」を追記します。

36番の意見です。意見の概要は、「農地を流動化させる」のイメージを説明する必要があるのではないかというもので、ご意見をふまえ、資料2の60ページの(2)の「②農地・ため池・里山の保全・活用」の1行目において、「農地の貸し借り(流動化)を促進することにより、担い手への農地の利用集積に取り組みます。」と表現を変更します。

9ページをご覧ください。37番の意見です。意見の概要は、「水の活用」とは、水道水を使うのか、下水処理水を使うのか、雨水を貯留して使うのかわからないというもので、それに対する神戸市の考え方は、どのような水を使うかについては地域や状況に応じて検討していきます。ご意見をふまえ、61ページの「⑤「風の道」の機能を持つ環境形成帯の創出」の3段落目の2行目において、「街路樹による緑陰空間の確保をはじめ、沿道建築物の屋上・壁面緑化、保水性舗装、道路への散水・打ち水などを進めます。」と表現を変更します。

38番の意見です。反映に関する意見の概要は、3段落目、防災・工業用水などの雨水貯留として、「下流域での貯留」という発想は可能ではないかというもので、市の考え方の2段落目、防災などへの雨水貯留の活用については、ご意見をふまえ、66ページの「イ. 消防水利の確保」の1行目において、「地震火災への対応として、耐震性防火水槽の設置、河川・海水・雨水などの利用、プールや池の指定水利化などを推進してきました。」を追記します。

11ページをお開き下さい。43番の意見です。意見の概要は、総合的な土砂災害対策には、列挙事業以外に治山事業や市独自で展開しようとしている森林整備事業がある。グリーンベルト事業は、表六甲において山麓部の防災機能の強化を目的に実施される砂防・急傾斜事業の総称であり、それらと並列に記載することが適切ではない。「防砂の施設」は都市計画法上の計画区分であり、指定されるものでない。六甲山系グリーンベルト事業の主たる目的は樹林整備であるというもので、ご意見をふまえ、67ページの「ア. 土砂災害に対する防災機能の強化」の1段落目において、「砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、

地すべり対策事業，治山事業などを推進するとともに，表六甲地域において，六甲山系グリーンベルト整備事業を積極的に推進します。」，２段落目において，「市街地に接する六甲山系の山麓部の防災機能を強化するため，六甲山系南部の市街地に面する斜面一帯について，防砂の施設として都市計画決定し，国や県が公有地化をはかるとともに，樹林整備や砂防工事を行うことによって，災害に強い空間づくりと緑豊かな都市環境の保全・創出をはかります。」と表現を変更します。

４４番の意見です。意見の概要は，神戸市内には６千箇所を超えるため池があり，洪水の一時貯留による防災効果も高いが，老朽化が進み，決壊の危険性が高まるため池を計画的に改修する必要があるというもので，ご意見をふまえ，６７ページの「イ．河川等の洪水に対する防災機能の強化」の３段落目において，「また，農業用水を貯めるため池は雨水の流出抑制機能を発揮しているものの，老朽化等による危険性の高いため池も存在することから，ため池改修を進め災害の未然防止をはかります。」を追記します。

１２ページをお開き下さい。４９番の意見です。意見の概要は，都市デザインについて，「②～自然と触れ合う「憩いの拠点」などの魅力を向上し，～」に，「～自然にふれあう「便利なルート」「憩いの拠点」など～」と加筆する。（面と点を結ぶ線のデザインが面と点をより有効化する）というもので，ご意見をふまえ，７０ページの都市デザイン，「２．基本方針」の３段落目において，「あわせて，これらの観光資源の連携・融合による相乗効果を促し，神戸全体の魅力向上をめざします。」を追記します。

１３ページをご覧ください。５４番の意見です。意見の概要は，わがまち空間構想を受けて，わがまち空間計画をつくっていくプロセスがわかりにくいというもので，ご意見をふまえ，８１ページに，「（４）わがまち空間計画の策定」の項目を追加し，「都市計画マスタープランの定期的な検証・評価と反映にあわせて，地域から提案されたわがまち空間構想をもとに，地域ごとの都市計画の方針となる「わがまち空間計画」を策定し，順次，都市計画マスタープランに位置づけます。」を追記します。

以上がご意見を受けて変更した点です。なお，みちに関する部門別計画である「みちづくり計画」において位置づけようとしている緊急輸送道路に変更が生じたことから，資料２ 都市計画マスタープランの６９ページの「都市の安全・安心方針図」の緊急輸送道路を変更します。また，みちづくり計画において位置づけようとしている主要幹線道路ネットワークに変更が生じたことから，５２ページの「主要幹線道路ネットワーク図」においてポートアイランドや摩耶埠頭等における既存道路を主要幹線道路に追加します。都市計画マスタープランについての説明は以上です。ご審議のほど，よろしくお願いたします。

○加藤会長

ご説明いただきました件につきまして，ご質問，ご意見をいただければと思いますので，よろしくお願いたします。ご意見もないようですので，大筋，本答申案でよいものということでお諮りをさせていただきたいと思っております。事務局から説明のありました神戸市都

市計画マスタープランの答申案ですけれども、本案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○南原委員

我々は意見をいろいろ述べさせていただいたんですけれども、それが余り取り入れられてはいません。そういう状況ですので、このマスタープランの案については、我々は承認しがたいということです。

○加藤会長

それでは、改めてお諮りをさせていただきたいと思います。神戸市都市計画マスタープランについて、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございます。よって神戸市都市計画マスタープランについては、本案のとおり承認して、市長に答申いたします。なお、神戸市都市計画マスタープランは、今後15年間の都市計画の方針であり、大変重要なものであります。美しい体裁、わかりやすいものであること、これが大変重要なことだと思いますので、誤字・脱字がないというようなことも含めて、事務局のほうで最終チェックをお願いしたいと思います。

(報告事項)

○加藤会長

次に、報告事項でございます。報告事項の土地利用誘導方針、都市計画道路整備方針、密集市街地再生方針につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○三島計画課長

それでは、報告事項についてご説明させていただきます。土地利用誘導方針、都市計画道路整備方針、密集市街地再生方針についてです。これらの3つの方針につきましても、都市計画マスタープランとあわせて、昨年11月の審議会で素案をご説明させていただくとともに、市民意見募集を行い、このたび最終の案を取りまとめましたのでご報告させていただきます。今後、都市計画マスタープランの策定に合わせ、3月末に策定したいと考えております。

資料6の6ページをお開き下さい。前回の審議会でもいただいた3つの方針に対するご意見の概要と、それに対する神戸市の考え方をまとめています。

最初に、土地利用誘導方針に対するご意見の概要と、それに対する神戸市の考え方についてご説明させていただきます。意見の概要は、高度経済成長期に整備したニュータウンの高齢化と人口減少に対する市のビジョンを明確にすべきである。また、景観や高さ規制などを盛り込む条例などで、明確な規制のあり方と、住民参加でまちづくりを進める仕組みづくりを再検討すべきというもので、それに対する神戸市の考え方は、成熟したニュータウンにおいては、緑豊かで良好な住環境が保全され、多様な世代の人々が安全・安心で快適に住み続けられるまちをめざすこととしています。景観のルールづくりは、地域ごとに条例に基づく景観形成市民協定による誘導から始め、必要に応じて景観法に基づく景観計画区域に移行していくこととしております。また、高度地区については、良好な住環境の保全の観点から、斜線型の現行制限に加えた新たな絶対高さ制限を追加するなどの制度拡充を検討していきます。

次に、都市計画道路整備方針に対するご意見の概要と、それに対する神戸市の考え方についてご説明させていただきます。意見の概要は、真に必要な道路は住民参加で決めるべきであり、主要幹線道路とされた全ての都市計画道路をゼロベースで再検証すべきというもので、それに対する神戸市の考え方は、主要幹線道路は、都市の骨格を形成する道路であり、広域的な観点からの検討が必要であるため、市が主体となって、既存ストックの有効活用という視点をふまえ、市域全体の道路ネットワークを抜本的に検証しました。都市計画の手続に当たっては、各段階に応じて、関係権利者や地域のみなさんに適切な周知をはかるとともに、ご意見を伺い、都市計画審議会の審議を経た上で計画の変更をすることになります。

次に、密集市街地再生方針に対するご意見の概要と、それに対する神戸市の考え方についてご説明させていただきます。ご意見の概要は、防災力を高めることは大切だが、住民にとって多額の資金を伴う。居住者の追い出しにつながらないように、住民本位での取り組みにするとともに、資金を含めた適切な支援策の整備を国に求めるべきというもので、それに対する神戸市の考え方は、密集市街地の整備改善については、限られた財源の中で、既存ストックを有効に活用しながら、市民・事業者と行政の協働と参画のまちづくりにより、一歩ずつ着実に進めていきます。具体的には、地区計画などのルールづくりとあわせて、老朽住宅の除去、建て替えなどの気運を高めるための支援制度を効果的に組み合わせた施策展開を図ります。以上が、前回の審議会でもいただいた、3つの方針に対するご意見の概要と、それに対する神戸市の考え方です。

引き続きまして、3つの方針それぞれに対する市民意見募集等で寄せられた意見への対応についてご説明させていただきます。

お手元の資料3、資料8をご準備下さい。土地利用誘導方針についてご説明いたします。

市民意見募集等で寄せられた意見についてご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。市民意見募集等で寄せられた意見は、全部で28件です。寄せられた意見のうち、案に関する意見が20件、その他の意見が8件です。案に関する意見のうち、緑の保全・市街化調整区域の拡大に関する意見が4件、まちづくりルールに関する意見が1件、用途地域の指定に関する意見が4件、建築物の高さ制限に関する意見が5件、広報・情報の共有化に関する意見が1件、地域の土地利用に関する提案等が4件、土地利用誘導方針全般に関する意見が1件です。これらの案に関する意見について個別に対応を検討した結果、方針に反映したものは1件です。方針に反映した1件についてご説明いたします。

資料8の4ページをお開き下さい。15番の意見です。意見の概要は、見直しの該当区域には、住民への説明会を開催し、理解を求めてから実施をお願いするというもので、ご意見をふまえ、資料3の36ページ、(3)の「③土地利用の規制・誘導に関する情報の共有化」の取り組みにおいて、「都市計画決定・変更などの手続にあたっては、都市計画の案の縦覧や、相談所の開設などにより、今後も地域のみなさんへ周知し、ご意見を伺いながら進めます。」を追記します。土地利用誘導方針についての説明は以上です。

お手元の資料4、資料8をご準備下さい。都市計画道路整備方針についてご説明いたします。市民意見募集等でいただいたご意見についてご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。市民意見募集等でいただいたご意見は全部で57件です。寄せられた意見は、案に関する意見が44件、その他の意見が13件です。案に関する意見のうち、見直しの仕方に関するものが13件、建築制限に関するものが3件、個別路線に関するものが28件です。これら案に関する意見については、個別に対応を検討した結果、方針に反映したものは3件です。いただいたご意見をふまえ、最終案に反映した3件についてご説明いたします。

資料8の16ページをお開き下さい。42番から44番の3件の意見です。3件の意見に共通する要旨は、情報を関係権利者や地域の皆さんに周知し、意見を聞いてほしいというもので、ご意見をふまえ、資料4 都市計画道路整備方針の13ページの「(4)「主要幹線道路」の整備の進め方」において、「なお、都市計画の手続きにあたっては、各段階に応じて、関係権利者や地域のみなさんに適切な周知をはかるとともに、ご意見を伺い、都市計画審議会の審議を経たうえで、計画の変更を行うこととなります。」を追記します。

また、14ページの「(5)、「主要幹線道路以外の道路（生活幹線道路）」の整備の進め方」において、「なお、都市計画の手続きにあたっては、各段階に応じて、関係権利者や地域のみなさんに適切な周知をはかるとともに、ご意見を伺い、都市計画審議会の審議を経たうえで、計画の廃止や変更などを行うこととなります。」を追記します。都市計画道路整備方針についての説明は以上です。

お手元の資料5、資料8をご準備下さい。密集市街地再生方針についてご説明いたします。市民意見募集等で寄せられた意見についてご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。

下さい。市民意見募集等で寄せられたご意見は全部で13件です。寄せられた意見のうち、案に関する意見が12件、その他の意見が1件です。案に関する意見のうち、対象地域に関する意見が2件、施設の方針に関する意見が6件、個別地区に関する意見が4件です。これらの案に関する意見について個別に対応を検討した結果、方針に反映したものは6件です。方針に反映した6件についてご説明します。

資料8の19ページをご覧ください。1番の意見です。意見の概要は、密集市街地再生優先地区の区域は、地域のコミュニティの状況などもふまえて判断すべきというもので、それに対する神戸市の考え方は、密集市街地再生優先地区の区域はコミュニティの状況も重要な要素であるため、今回の方針では、対象地域の考え方を明らかにすることとし、具体的な対象地域は防災まちづくりの検討に合わせて定めていくことにします。ご意見をふまえ、資料5 密集市街地再生方針の11ページの図7において、密集市街地再生優先地区の候補地、「具体的な対象地域は防災まちづくりの検討にあわせて定めます。」と変更します。

2番の意見です。意見の概要は、密集市街地再生優先地区の名称のうち、「灘山麓」は、名称と地図上の位置とが一致していない。また、「山麓」という表現は場所のイメージがしにくいというもので、ご意見をふまえ、11ページの図6、図7において、「灘山麓」を「灘北西部」に、「兵庫山麓」を「兵庫北部」に名称を見直します。

3番の意見です。意見の概要は、特に震災後の高層マンションの建設ラッシュで、低層住宅や戸建住宅等に以前から住みついている者には、日照やビル風等、何かと不快な思いでいる。燃えない住宅も結構だが、せめて地区を定めて高さを制限してもらいたいというもので、ご意見をふまえ、18ページの「③建物の不燃化の促進」において、「周辺の住環境との調和にも配慮しながら、耐火建築物や準耐火建築物といった燃えにくい建物への建替を促進することが重要です。」を追記します。

4番の意見です。意見の概要は、特に優先度の高い地域については、市民の命を守るという観点から、震災復興の手法として多大な効果を発揮した面的整備事業、特に区画整理事業を考えるべきではないかというもので、ご意見ふまえ、21ページの「②主要な生活道路のあり方を考えるまちづくり」において、「また、主要な生活道路の整備とあわせて、地域の合意により、沿道における建替や敷地の整序などを一体的に進める地区では、区画整理手法など多様な整備手法の活用を検討します。」を追記します。

20ページをお開き下さい。5番の意見です。意見の概要は、2段落目、「自助／共助」、すなわち、その地域に立地する大小企業をも参加させるぐらいのレベルでの、企業＋地域住民による地域防火防災体制の構築、関連技能取得の推進が優先されるべきではないかというもので、ご意見をふまえ、24ページの「③豊かなコミュニティの育成の取り組み」において、「被害を最小限に抑えるための地域住民や企業などのコミュニティづくり」を追記します。

8番の意見です。意見の概要は、古民家等について適切な改修を行うことで、住居を始め商業施設、画室等への再生も選択肢とすることを再生方針の中で言及していただきたいというもので、ご意見をふまえ、25ページの「③地域の特色を活かしたまちなみづくりの取り組み」において、歴史的建築物や地域文化を伝える古民家など地域の歴史・文化資源の保存・活用」を追記します。密集市街地再生方針についての説明は以上です。土地利用誘導方針、都市計画道路整備方針、密集市街地再生方針についてのご報告を終わります。

○加藤会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。それでは、質問もないようですので、報告事項ということですので、これで終了ということにさせていただきたいと思います。以上をもちまして、議案等の説明は終了です。事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

○鳥居計画部長

ご審議ありがとうございました。都市計画マスタープランと3つの方針につきましては、これまでもいろいろご審議いただき、ご指導いただきました。おかげで、ようやく形にすることができました。本当にありがとうございました。3月末に都市計画マスタープランと3方針を策定したいというふうに考えております。事務局からは連絡事項は以上でございます。ありがとうございました。

○加藤会長

それでは、これで閉会とさせていただきたいと思います。皆さん、ご協力ありがとうございました。